



全日赤看護学習交流集会報告③

医労連の出したパンフ「『特定看護師』Q&A」より、特定看護師の問題を考えます（この号は、特定看護師問題②です）。

? 『特定行為』とは、どんな行為？

現在（2013年3月）29項目が該当となっています。具体的には「気管カニューレの選択・交換」「経口・経鼻挿管」「動脈ラインの確保」「褥瘡の壊死組織のシャープデブリードマン・止血」などが挙げられています。他にも要検討事項があり、今後追加される可能性があります。

2010年に「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」が203項目の医療処置の「看護業務実態調査」をおこない、これをもとに処置を「絶対的医行為（医師でなければできない行為）」「特定行為」「一般医行為（一般の看護師ができる行為）」に分けました。しかし、「特定行為」が「診療の補助」の範囲に含まれるのかどうか、安全性が確保できるのかなど意見が出、現在のところ29項目になっています。調査票（表1）では、わずかな看護師が実施しているだけの処置を、看護師全体に広げる内容となっています。

表1 看護業務実態調査結果（抜粋）と業務分類

* 2010年同じ203項目の処置を厚労省と日本医師会が調査。

一般：一般医行為（一般の看護師ができる行為） 特定：特定医行為 要検討：今後検討する

番号	医療処置項目	厚労省調査		日本医師会調査		分類
		医師	看護師	医師	看護師	
2	直接動脈穿刺による採血	2.0%	1.7%	4.0%	4.9%	要検討
13	造影剤使用検査時の造影剤の投与	31.6%	34.2%	49.6%	56.2%	一般
18	腹部超音波検査の実施	0.3%	0.4%	0.5%	0.4%	要検討
56	酸素投与の開始、中止、投与量調整の判断	37.3%	48.5%	22.1%	33.8%	一般
60	経口・軽鼻挿管の実施	6.1%	4.1%	10.2%	7.6%	特定
69	褥創の壊死組織のシャープデブリードマン	7.3%	9.0%	7.5%	9.1%	特定
78	体表面創の抜糸・抜鉤	1.8%	0.9%	1.7%	2.0%	一般
79	動脈ラインの確保	1.7%	0.7%	3.1%	2.0%	特定
86	腹腔ドレーン抜去	2.7%	2.6%	3.1%	4.3%	特定
112	胃ろうチューブ・ボタンの交換	5.3%	2.7%	4.0%	2.8%	特定
136	心肺停止患者への電氣的除細動の実施	18.9%	20.9%	13.0%	16.5%	一般
178	抗がん剤等の皮下漏出時のステロイド薬の選択、局所注射の実施	3.7%	8.2%	4.8%	8.8%	特定

? 『特定行為』の責任は？

厚労省は、「特定行為」と「特定行為の実施」規定を保助看法で改正をおこない、特定行為の具体的内容については省令で規定するとしています。

医師の包括的・具体的指示であっても、問題が起きれば責任の追及もされかねません。また、今回の検討委員会では、これまで患者さんへの侵襲性が高いとされてきた造影剤投与も一般医行為として分類されています。患者さんの安全を確保する上からも「診療の補助」の範囲の拡大は問題です。

次号（特定看護師問題③）続く